

研究活動における不正行為への対応等に関する規定

平成 29 年 1 月

株式会社アミンファーマ研究所

(目的)

第 1 条 この規定は、株式会社アミンファーマ研究所における、研究活動における不正行為に厳正かつ適切に対応するための措置に関し必要な事項を定め、当社における適正な研究活動に資することを目的とする。

(不正行為の事前防止)

第 2 条 代表取締役社長は、所属するすべての研究者を対象に、年一度研究倫理教育を実施する。

(データの保存および開示)

第 3 条 当社における研究活動により得られた研究データは適切に保存されなければならない。

2 研究データの保存期間は、その得られた日より起算して 5 年間とする。

3 研究データは、必要に応じ適切に開示されなければならない。

(対象とする不正行為)

第4条 本規定において、研究活動における不正行為とは、捏造、改ざん、盗用、二重投稿、不適切なオーサーシップおよび利益相反を言う。

(告発等)

第5条 代表取締役社長は、研究活動における不正行為発生に係る電話、電子メール、FAX、書面、面会により通報または告発を受ける窓口とする。

2 代表取締役社長は、電子メール、FAX、書面により通報または告発を受けた場合には、当該者に対し、速やかに通報、告発を受領した旨を通知しなければならない。

3 代表取締役社長は、通報等が匿名であった場合においても、管理等規程及びこの規則に基づき必要な措置をとることができるものとする。

(事実確認)

第6条 代表取締役社長は、通報等を受けた場合、研究活動における不正行為の事実の確認に務めなければならない。

(調査委員会)

第7条 代表取締役社長は、前条に定める報告を受けた場合、概ね3日以内に責任者に、外部有識者を半数以上含む研究活動における不正行為に係る調査委員会(以下「調査委員会」という)の設置を指示する。

2 すべての調査委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しないものでなければならない。

3 調査委員会の委員について、告発者及び被告発者は調査機関が定める期間内に異議申し立てをすることができる。

4 調査委員会は、報告を基にして研究活動における不正行為について調査を行い、不正使用があったと認定した場合は、当該不正使用に関わる者の特定及び当該不正使用の内容、範囲の把握等を行う。

5 その他、調査委員会の運営に関し必要な事項は、代表取締役社長が調査委員会に諮って定める。

(調査)

第8条 調査委員会は、本調査を行うにあたり、その実施の旨を当該事案に係る配分期間等及び文部科学省に速やかに報告することとする。

2 調査委員会は、調査を行うにあたっては、調査担当者を指名し、速やかに

調査計画を策定し、調査を行うこととする。

(調査への協力義務)

第9条 被告発者は、通報等の事実関係の調査に際して資料の保全、事情聴取等の必要な協力を求められた場合には、これに協力しなければならない。

(調査結果の報告)

第10条 調査委員会は、調査終了後、すみやかに（目安として150日以内）調査結果について報告書案をまとめ、代表取締役社長に提出することをもって、必要な調査等の手続きを終了するものとする。（是正措置の決定）

2 調査委員会は、調査結果について当該事案に係る配分期間等及び文部科学省に報告する。

(不服申し立て)

第11条 不正行為と認定された被告発者は、調査機関が定める期間内に、調査機関に不服申し立てをすることができる。

2 不服申し立てに係る再調査の期間は概ね150日以内とする。

3 調査委員会は、不服申し立てがあった場合、不服申し立ての却下や再調査開始の決定をした時及び再調査の結果を当該事案に係る配分期間等及び文部科

学省に報告する。

(調査結果の公表)

第12条 代表取締役社長は、第10条の調査報告書を基に研究不正及び是正措置の必要性の有無、その他必要事項を公表する。

(是正措置)

第13条 代表取締役社長は、第10条の調査報告書を基に是正措置の必要性の有無、その他必要事項を決定し、その対応を役職員に指示する。

2 調査委員会は、当該措置が適正に実施されているか確認し、代表取締役社長に報告しなければならない。